

令和 4 年度 特定外来生物指定等の考え方について

1. 今回行う特定外来生物の指定等に係る検討方針について

本年 5 月に改正外来生物法（以下、「法」という）が成立し、これまでの特定外来生物に加えて、緊急の対処が必要な外来生物について新たに「要緊急対処特定外来生物」として指定できるようになった。また、法附則の第 5 条（特定外来生物の取扱いに関する特例）において、新たに特定外来生物に指定するもののうち、指定により生態系等への被害の防止に支障を及ぼすおそれがあるものについては、当分の間、一部の規制を適用除外することができるようになった。

これらを踏まえ、今回は以下の検討を行う。

- ・「要緊急対処特定外来生物」へ指定すべき特定外来生物
- ・一部の規制を適用除外とすることを前提に指定する特定外来生物へ指定すべき外来生物及び適用除外とする規定の範囲

なお、2015 年 3 月に公表した生態系被害防止外来種リストを受け、外来生物法に基づく特定外来生物として、2016 年度から 2020 年度にかけて 54 種類の追加指定を行った。一方で、引き続き指定すべき種が出てきていることから、今年度においても特定外来生物の指定を行う。

2. 今回の検討課題

（1）「要緊急対処特定外来生物」の指定について

要緊急対処特定外来生物とは、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において、検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものをいい、政令で指定することとされている（法第 2 条第 3 項）。また、特定外来生物被害防止基本方針において、要緊急対処特定外来生物の選定基準が定められている。（参考資料 5 参照）

これらの選定基準に該当するものとして、以下の生物を指定候補とする。

＜指定候補＞

●ヒアリ類 4 種群 23 種

- ・ソレノプシス・ゲミナタ種群 *Solenopsis geminata* species group 6 種
(アカカミアリ *Solenopsis geminata* を含む)
- ・ソレノプシス・サエヴィスィマ種群 *Solenopsis saevissima* species group 14 種
(ヒアリ *Solenopsis invicta* を含む)

- ・ソレノプシス・トウリデンス種群 *Solenopsis tridens* species group 2種
- ・ソレノプシス・ヴィルレンス種群 *Solenopsis virulens* species group 1種

●ヒアリ類4種群23種に属する種間の交雑個体

(2) 適用除外の対象とする特定外来生物の指定について

生態系等に係る被害の程度から特定外来生物に指定することが相当とされる生物であるものの、広く一般的に飼育されている等の理由から、特定外来生物に係る規定をすべて適用した場合、許可手続きの煩雑さや違反時の罰則へのおそれにより、許可を得ない飼養等や放出等が誘発され、かえって生態系等への被害が拡大するおそれがある外来生物が存在する。これらの生物については、法附則第5条により、当分の間、特定外来生物に指定した上で、政令で特定外来生物に係る規定の一部を適用除外することが可能となった。(参考資料2P7参照) また、特定外来生物被害防止基本方針において、特定外来生物に係る規定の一部を適用しない特定外来生物の選定等に関する基本的な考え方が定められている。(参考資料5参照)

上記に該当するものとして、以下の生物を候補とする。

<指定候補>

- アカミミガメ *Trachemys scripta* (亜種キバラガメ *T. s. scripta*、ミシシッピアカミミガメ *T. s. elegans*、カンバーランドキミミガメ *T. s. troostii*を含む)
- アメリカザリガニ *Procambarus clarkii*

(3) スケジュール (案)

<要緊急対処特定外来生物の指定>

令和4年9月29日：専門家グループ会合【昆虫類等陸生節足動物】開催
 令和4年10月12日：専門家会合【全体会合】(1回目) 開催
 令和4年10月中旬～11月中旬：パブリックコメント(30日間)
 令和4年11月下旬～12月上旬：政令公布
 令和5年4月頃：政令施行

<適用除外の対象とする特定外来生物の指定>

令和4年9月22日：専門家グループ会合【爬虫類・両生類】開催
 令和4年9月30日：専門家グループ会合【その他の無脊椎動物】開催

令和4年10月12日　：専門家会合【全体会合】（1回目）開催
令和4年10月中旬～11月中旬　：政令案パブリックコメント（30日間）
令和4年10月中旬～12月中旬　：SPS通報
令和4年12月中旬～下旬　：政令公布
令和5年　春～夏頃　：政令施行